

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和5年3月

(LIBOR 関連抜粋)

[主要行、地銀協・第二地銀協]

## LIBOR からの移行対応について

- 各金融機関に協力いただいた2022年12月末基準での「第4回LIBOR利用状況調査」について、後日金融庁ウェブサイトで結果を公表する予定。
- ご承知のとおり、ドル以外のLIBORは2021年12月末に公表停止した。円とポンドの一部テナー（期間）について、市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR、いわゆる「シンセティックLIBOR」が、2022年1月以降、時限的に公表されていたが、このうち、シンセティック「円」LIBORは2022年12月末に公表停止した。残るシンセティック「ポンド」LIBORについても、1か月物と6か月物は2023年3月末に公表が停止される。これまでのモニタリングを通じて、シンセティックLIBORの移行対応は概ね順調に進捗していると評価しているが、シンセティックLIBOR参照契約が残存している金融機関においては、移行対応の完了に向けて残された対応に遺漏なきよう、よろしく願いしたい。
- また、6月末に公表停止が予定されているドルLIBORについても、現時点においては、移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、時間軸を意識したドルLIBORからの移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。